

# 四半期報告書

(第10期第2四半期)

イー・アクセス株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	11
第4 【提出会社の状況】 .....	12
1 【株式等の状況】 .....	12
2 【株価の推移】 .....	27
3 【役員の状況】 .....	27
第5 【経理の状況】 .....	28
1 【四半期連結財務諸表】 .....	29
2 【その他】 .....	47
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	48

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年11月13日

**【四半期会計期間】** 第10期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

**【会社名】** イー・アクセス株式会社

**【英訳名】** eAccess Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 深 田 浩 仁

**【本店の所在の場所】** 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

**【電話番号】** 03—3588—7200

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

**【電話番号】** 03—3588—7200

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第2四半期 連結累計期間	第10期 第2四半期 連結会計期間	第9期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	45,542	21,284	67,564
経常損失(△) (百万円)	△2,828	△1,295	△8,365
四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△5,674	△2,864	△6,351
純資産額 (百万円)	—	23,595	19,433
総資産額 (百万円)	—	123,198	121,590
1株当たり純資産額 (円)	—	8,877.08	13,291.57
1株当たり四半期(当期) 純損失(△) (円)	△4,004.23	△2,020.74	△4,396.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	10.2	15.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,751	—	△4,872
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	423	—	△97,361
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,828	—	△11,074
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	51,966	47,619
従業員数 (名)	—	601	347

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。
- 4 従業員数が当第2四半期連結会計期間において232人増加しております。その主な理由は、平成20年9月1日より株式会社アッカ・ネットワークスを新たに連結の範囲に含んでいることによるものです。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、当社グループのネットワーク事業に関して、株式会社アッカ・ネットワークスが新たに主要な関係会社となりました。当該異動の内容は、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

## 3 【関係会社の状況】

### 新規連結

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

平成20年9月30日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
株式会社アッカ・ネットワークス	東京都千代田区	16,694	ネットワーク事業	45.43	ブロードバンド通信サービス 提供における事業連携

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
2 特定子会社に該当しております。  
3 有価証券報告書の提出会社であります。  
4 所有割合は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	601(198)
---------	----------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、正社員数は平成20年月9日30現在の人員数を、臨時従業員数は当第2四半期連結会計期間の平均人員数を( )外数で記載しております。  
2 従業員数が当第2四半期連結会計期間において232人増加しております。その主な理由は、平成20年9月1日より株式会社アッカ・ネットワークスを新たに連結の範囲に含んでいることによるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	363(52)
---------	---------

- (注) 従業員数は就業人員数であり、当社から関連会社イー・モバイル株式会社への専任出向者535名を除いております。また、臨時従業員数は当第2四半期会計期間の平均人員数を( )外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

#### (2) 仕入実績

当第2四半期連結会計期間における仕入実績は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
デバイス事業	5,553
合計	5,553

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

#### (4) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
ネットワーク事業	15,254
デバイス事業	6,030
合計	21,284

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)
イー・モバイル株式会社	7,427	34.9
KDDI株式会社	6,190	29.1

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

### 出資契約及び業務提携契約

当社は、平成20年7月31日に、株式会社アッカ・ネットワークス(以下「アッカ」といいます。)と、同社が行う第三者割当増資の引受け及び業務提携に関する契約を締結し、第三者割当増資の引受けについては、平成20年8月15日付で払い込みを完了いたしました。当社とアッカは、将来の事業統合に向けた戦略的業務・資本提携について合意し、統合により事業規模を拡大することで、業務効率化による利益の最大化、競争力の維持・強化の実現、財務基盤の強化を図り、また将来ビジョンとして新たなビジネスモデルの実現、ビジネスフィールドの拡大検討を行ってまいります。

なお、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおり、当社は、平成20年10月29日開催の取締役会において、アッカの普通株式及び新株予約権を、公開買付けにより取得することを決議いたしました。



### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び当社の関係会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

わが国におけるブロードバンド市場は、固定通信市場においてFTTHを中心にユーザー数が拡大する一方で、モバイル・ブロードバンドの普及が本格化しており、固定通信とモバイル通信の融合も進みつつあります。

このような状況の下、当社グループにおきましては、ADSL市場が成熟化する中、従来からの提携ISPとの連携強化に加え、新たな業種の企業との戦略的連携により販売チャネルを拡大するなど、新たなターゲット層の発掘に向けた取り組みを行いました。また、解約抑止策の強化により既存顧客の維持を図りました。更に、関連会社のイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」といいます。)が提供するモバイルデータサービスとADSLとのセットプランの提供を積極的に行い、グループ内での連携強化を図りました。

また、平成20年9月1日よりアッカを新たに連結子会社とし、将来の経営統合に向け、共通業務の統合や事業規模の拡大による経営の効率化とコスト削減、及び営業力の強化などに関する検討を開始しております。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における当社グループの経営成績は、以下のとおりとなりました。

#### 売上高

当第2四半期連結会計期間の売上高は21,284百万円となりました。事業のセグメント別にみると、ネットワーク事業においては、新たに連結子会社となったアッカの平成20年9月1日から9月30日までの売上高を含む15,254百万円となり、デバイス事業においては、端末の供給先であるイー・モバイルへの売上高が6,030百万円となりました。

#### 営業利益

当第2四半期連結会計期間の営業利益は3,686百万円となりました。事業のセグメント別にみると、ネットワーク事業においては、アッカの平成20年9月1日から9月30日までの営業利益を含む3,557百万円となり、デバイス事業における営業利益は136百万円となりました。

#### 経常損失

当第2四半期連結会計期間の経常損失は1,295百万円となりました。なお、イー・モバイルの経営成績を含む持分法による投資損失は4,568百万円となりました。

#### 四半期純損失

当第2四半期連結会計期間の税金等調整前四半期純損失は1,639百万円となりました。アッカとの事業統合関連費用(293百万円)を特別損失として計上しております。税効果会計適用後の法人税等の負担額は1,091百万円となっております。四半期純損失は2,864百万円となり、1株当たり四半期純損失は2,020円74銭となっております。

## (2) 財政状況

当第2四半期連結会計期間末の流動資産、有形固定資産及び無形固定資産はそれぞれ71,605百万円、19,621百万円及び7,089百万円となり、前連結会計年度末に比べそれぞれ888百万円、7,171百万円及び4,749百万円の増加となりました。これらは主に、アッカが新たに連結の範囲に含まれたことによるものであります。投資その他の資産は24,884百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,201百万円の減少となりました。これは主に、イー・モバイルの事業展開に伴う営業費用の増加等により持分法による投資損失を計上した結果、関係会社株式が減少し、またアッカの連結子会社化により投資有価証券が減少したことによるものであります。

これらの結果、資産合計は123,198百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,608百万円の増加となりました。

当第2四半期連結会計期間末の流動負債は14,431百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,727百万円の減少となりました。これは主に、買掛金及び未払法人税等の減少並びに借入金の返済によるものであります。固定負債は85,173百万円となり、前連結会計年度末から2,173百万円の増加となりました。これはアッカのリース債務が新たに加わったことによるものであります。これらの結果、負債合計は99,603百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,554百万円の減少となりました。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は23,595百万円となり、前連結会計年度末より4,162百万円増加いたしました。当第2四半期連結累計期間において、四半期純損失5,674百万円を計上いたしました。一方アッカの連結子会社化などにより少数株主持分が10,411百万円増加いたしました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、当第1四半期連結会計期間末に比べ4,579百万円増加し、51,966百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは5,361百万円の増加となりました。主な内容は、税金等調整前四半期純損失(△1,639百万円)、減価償却費(1,405百万円)及び持分法による投資損失(4,568百万円)の計上、売上債権の減少(2,595百万円)、前渡金の減少(907百万円)及び仕入債務の減少(△2,399百万円)などであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは1,736百万円の増加となりました。主な内容は、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入(3,186百万円)及び有形固定資産の取得による支出(△1,266百万円)などであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは2,518百万円の減少となりました。主な内容は、配当金の支払い(△894百万円)、借入金の返済(△830百万円)及びリース債務の返済(△211百万円)などであります。

## (4) 対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりです。

## アッカとの事業統合

当社は平成20年9月1日より連結子会社となったアッカとの将来の事業統合に向けた戦略的業務・資本提携を推進しております。同じDSLホールセール事業者であり、事業分野の相補性、補完性が極めて高い両社が、将来の経営統合を目指し、戦略的方向性を共有してより緊密に事業運営を行うことは、営業力の強化、及び経営の効率化とコスト削減の推進による事業の収益力の維持・向上を図る礎となります。更に、市場の飛躍的な成長が見込まれるモバイル・ブロードバンド市場に関しては、両社が一体となって戦略的に攻略していくことが企業価値の最大化をもたらすものと考えております。この様に、統合による事業規模の拡大により、業務効率化による利益の最大化、競争力の維持・強化の実現、財務基盤の強化を図り、また将来のビジョンとして新たなビジネスモデルの実現、ビジネスフィールドの拡大検討を行ってまいります。

## (5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 基本方針の内容

当社株式は広く市場で取引されていることから、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与(以下「買収」といいます。)しようとする株主又は潜在的株主(以下あわせて「買収者」といいます。)が出現することは、それが企業価値の向上に資する限りにおいて何ら否定すべきことではありません。

一方で、買収が行われる場合には株主の利益が優先されるべきところ、一般株主が買収の是非、すなわちその買収が企業価値の向上に資するか否かの検討を行うための十分な情報や時間が十分に提供されない場合や、構造上強圧的な買収など濫用的な買収が行われたために、少数株主が、買収に応じざるを得ないような状況に追い込まれる場合も考えられ、そのような状況では株主は適切な判断を行うことができないと考えております。

当社にとって最大化すべき企業価値とは、株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかなければならないと考えております。

これらの事情を勘案した結果、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うための情報と時間を確保することが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

### 基本方針実現のための取組みの内容

当社は、上記基本方針を実現するため、平成17年5月12日付取締役会において第1回企業価値向上新株予約権(eAccess Rights Plan #1)を発行し、同年6月22日付定時株主総会において、当社の企業価値最大化を達成するための合理的な手段として用いることを目的として信託型防衛策(以下「本信託型ライセンスプラン」といいます。)を導入しました。

ところが、その後平成19年に改正された金融商品取引法により、経営関与に向けた重要提案行為等を目的とした株式取得には特例報告制度の適用が認められず、5営業日以内の大量保有報告書の提出が義務付けられ、また、公開買付けが開始された場合には、発行会社による買付期間の延長請求及び質問権の行使が可能となりました。したがって、上記基本方針に記載した本信託型ライセンス

ラン導入の目的は、法により一定程度担保されることとなりました。

これらの事情を勘案した結果、当社は、経営に関する重大な提案がなされた場合、その判断は最終的に株主に委ねられるべきとの資本主義の原則に立ち返り、本信託型ライツプランを廃止することとしました。当社定款第46条第1項により、本信託型ライツプランを継続するためには、平成20年3月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会で承認を得る必要がありましたが、当社は、同事業年度に係る平成20年6月25日付定時株主総会において、本信託型ライツプランを継続するための株主総会決議を行わず、同日付で本信託型ライツプランを廃止しました。なお、平成20年6月25日付取締役会において、第1回企業価値向上新株予約権を取得及び消却する旨を決議し、同決議に基づき、平成20年8月15日付をもって、上記新株予約権を消却しました。

当社は、従前より、社外取締役が過半数を占める取締役会を設置し、透明なコーポレート・ガバナンスの確保に努めており、また、本信託型ライツプラン廃止後も引き続き、重要提案行為等を目的とする当社株式取得行為があった場合には、株主の利益確保のため積極的な情報収集とその適切な開示に努めてまいります。これらの取組みにより、中長期的な企業価値向上を重視した経営が可能となり、上記基本方針が実現するものと考えております。

#### (6)研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は165百万円であります。

#### (7)経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、『起業家精神をもって市場を創造し、全ての人へブロードバンドライフを提供すること』を目指して、平成11年の創業以来ADSL事業者の草分けとして高速インターネットアクセスサービスを提供してまいりました。日本が世界有数のブロードバンド先進国へと成長したことに對しては、当社が大きく貢献したものと自負しております。

しかしながら当社のコア事業であるADSL市場は、FTTHの拡大とともに縮小する傾向にあります。当社グループの持続的発展の実現のためには、既存事業を維持するとともに、モバイル・ブロードバンド等の新たな成長市場における事業の拡大に積極的に取り組んでいくことが必須であると考えております。このための施策として、現在当社グループが積極的に取り組む課題は次のとおりであります。

##### ネットワーク事業の収益力向上とシェア増加、事業範囲の拡大

ADSL回線の契約者数は市場全体として純減に転じておりますが、昨今の経済情勢もあって家庭向けの低価格ブロードバンド・インフラには根強い需要があります。当社では引き続きADSL回線の契約獲得を推進するとともに、解約抑止に努め、市場シェアを増加いたします。また一層のコスト削減を実施し高収益を確保いたします。平成20年9月1日より連結子会社となったアッカとの業務・資本提携は順調に進捗しており、今後は経営統合に向けた動きを推し進めることで収益性向上とシェア増加を加速させるものと期待しております。また、ADSL以外のアクセスサービスやMVNO等の成長市場へと事業を拡大し、ネットワーク事業の更なる発展を実現いたします。

##### イー・モバイルとの連携の強化

関連会社のイー・モバイルは、平成19年3月に開始したデータ通信サービスに続けて平成20年3月には音声通信サービスを開始し、着実に加入者数を拡大しております。当社はイー・モバイルに対するモバイル端末や基幹ネットワークの調達と提供を手掛けており、モバイル市場の成長と連携してモバイル事業を一層拡大させてまいります。

#### 組織体制の充実

急速に発展する事業運営を支える組織や業務プロセスの構築と人材の育成を進めるとともに、内部統制システムの整備を推進いたします。その上で、企業グループ全体としての効率的な経営、迅速な意思決定、堅実なコーポレート・ガバナンス体制の実現に積極的に取り組んでまいります。

以上のように、当社はグループ一丸となって経営課題の実現に注力し、持続的発展の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

平成20年9月1日より、アッカが連結子会社となったため、以下の設備が増加しております。

国内子会社

(平成20年9月30日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				機械設備	端末設備	ソフト ウェア	その他	合計	
(株)アッカ・ ネットワークス	本社 (東京都 千代田区)	ネット ワーク 事業	通信設備等	4,928	2,685	—	66	7,679	238
			本社設備	—	—	2,077	455	2,532	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,417,219	1,417,229	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	1,417,219	1,417,229	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成13年9月10日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成13年9月10日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	690株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月30日 至 平成23年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成14年2月25日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年2月25日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,530株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年3月22日 至 平成24年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—



平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成14年8月6日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年8月6日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	564個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,820株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年1月15日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年1月15日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	102個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	510株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年8月12日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年8月12日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,166個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,830株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	6,658個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	33,290株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	73個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	365株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	38,820個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	38,820株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	625個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	625株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権付社債(平成16年6月10日取締役会決議)

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成16年6月28日発行)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	4,600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	215,948株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 106,507.10円 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月12日 至 平成23年6月14日 (注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 106,507.10円 資本組入額 53,254.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権付社債の残高	23,000百万円

- (注) 1 平成20年8月12日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成20年7月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。
- 2 但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。
- 3 繰上償還  
当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還  
当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの(但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。)を行うよう最大限努力しなければならない。
- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産(以下「受領可能資産」という。)を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。
- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること(この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければならない)。



(c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a)および(b)については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b)および(c)に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかった場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで	106%
平成17年6月28日から平成18年6月27日まで	105%
平成18年6月28日から平成19年6月27日まで	104%
平成19年6月28日から平成20年6月27日まで	103%
平成20年6月28日から平成21年6月27日まで	102%
平成21年6月28日から平成22年6月27日まで	101%
平成22年6月28日から平成23年6月27日まで	100%

#### 130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

#### 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行ってはならない。

#### 本新株予約権付社債の所持人による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21年6月28日（以下本号において「償還可能期日」と総称する。）に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

#### 本新株予約権付社債の所持人による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

#### 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、当社は、上記(注)3の条件に従って、同(a)の取引を行うことが法律上不可能であり、又は実務上実行不可能である場合に限り、当社の完全親会社となる会社に対して、本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債に代えて、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同様の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債を交付するよう提案させるために、最大限努力しなければならない（本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案した場合を除く。）。

### (3) 【ライツプランの内容】

当社では、信託型ライツプランとして、平成17年5月12日付取締役会決議に基づき、イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権を発行しました。もともと、当社は、平成20年6月25日付定時株主総会において、ライツプランを継続するための株主総会決議を行わなかったため、当社定款の規定に基づき、同日付でライツプランは廃止されました。さらに、同日付の取締役会において、上記新株予約権を取得及び消却する旨を決議し、同決議に基づき、平成20年8月15日付をもって、上記新株予約権は消却されました。なお、ライツプランの導入及び廃止の経緯につきましては、「第2 事業の状況 3 財政状態及び経営成績の分析」をご参照ください。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日 (注)	295	1,417,219	4	17,109	4	5,759

(注) 新株予約権(ストックオプション)の権利行使

## (5) 【大株主の状況】

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ジェービーエムシーエヌエイ アイティーエスロンドンクライ アンツアカウントモルガンスタン レイアンドカンパニーインター ナショナル (常任代理人) 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室	25. CABOT SQUARE, LONDON E14 4QA, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	200,274	14.13
千本倅生	東京都港区高輪	101,810	7.18
エリック・ガン	東京都港区西麻布	94,765	6.68
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) (注)1	東京都港区浜松町2丁目1-3	83,590	5.89
ゴールドマンサックスアンドカ ンパニーレギュラーアカウント (常任代理人) ゴールドマン・ サックス証券株式会社	85 BROAD STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木 ヒルズ森タワー)	65,524	4.62
バンクオブニューヨークジー シーエムクライアントアカウン ト ジェイビーアールディアイエ ス ジーエフイーエイシー (常任代理人) 株式会社三菱東 京UFJ銀行	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	59,890	4.22
ドイチェバンクアーゲーロン ドン610 (常任代理人) ドイツ証券株 式会社	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2丁目11番1号山 王パークタワー)	53,411	3.76
ノムライインターナショナルホ ンコンリミテッド(F5-108) (常任代理人) 野村証券株 式会社	ROOM 1409-1412 CONNAUGHT CENTER 14TH FLOOR, P.O. BOX 793 HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目9番1号)	47,191	3.32
ソシエテジェネラルパリ (常任代理人) 香港上海銀行東 京支店	SOCIETE GENERALE 29 BOULEVARD HAUSSMANN PARIS-FRANCE (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	43,364	3.05
ビービーエイチルクスフィデ リ ティアクティブストラテジー ジャパンファンド (常任代理人) 株式会社三菱東 京UFJ銀行	KANSALLIS HOUSE PLACE DE L ETOILE LUXEMBOURG LUXEMBOURG L-1021 (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	39,879	2.81
計	—	789,698	55.72

(注) 1 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 83,590株

- 2 ドイツ証券株式会社から、平成20年4月22日付（報告義務発生日 平成20年4月15日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ドイツ銀行 ロンドン支店	67,761	4.63
ドイツ証券株式会社	2,566	0.18
ドイツ銀行 トラスト カンパニー アメリカス	5,603	0.38
ドイツ インベストメント マネジメント アメリカス インク	2,982	0.20
ドイツ銀行 セキュリティーズ インク	0	0.00
合計	78,912	5.39

- 3 ゴールドマン・サックス証券株式会社から、平成20年7月10日付（報告義務発生日 平成20年7月3日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	9,942	0.70
Goldman Sachs International	75,000	5.24
Goldman Sachs & Co.	276	0.02
eAccess Holdings L.L.C.	22,220	1.57
合計	107,438	7.50

- 4 有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントから、平成20年8月20日付（報告義務発生日 平成20年8月15日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の通り、当社新株予約権証券を保有していない旨の報告を受けましたが、従前、同法人が保有していた当社新株予約権は、イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権にかかる新株予約権であり、平成20年6月25日付取締役会において、上記新株予約権を取得及び消却する旨を決議し、同決議に基づき、平成20年8月15日付をもって、上記新株予約権は消却されました。  
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有新株予約権数 (個)	発行済株式総数に対する 所有潜在株式数の割合 (%)
有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメント	0	0.00
合計	0	0.00

- 5 フィデリティ投信株式会社から、平成20年9月26日付（報告義務発生日 平成20年9月22日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	160,450	11.32
合計	160,450	11.32

- 6 モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成20年9月30日付（報告義務発生日 平成20年9月22日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	1,084	0.08
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	7,417	0.52
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	199,672	14.09
ファンドロジック	43,364	3.06
合計	251,537	17.75

## (6) 【議決権の状況】

### 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式1,417,219	1,417,219	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,417,219	—	—
総株主の議決権	—	1,417,219	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が57株(議決権57個)含まれております。

### 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	69,500	67,800	61,300	59,200	65,500	68,300
最低(円)	61,800	56,800	53,500	54,200	55,100	57,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	44,972	40,119
売掛金	10,672	14,412
有価証券	7,492	7,500
商品	690	232
その他	7,831	8,456
貸倒引当金	△52	△1
流動資産合計	71,605	70,717
固定資産		
有形固定資産		
機械設備(純額)	14,018	10,811
その他(純額)	5,603	1,638
有形固定資産合計	※1 19,621	※1 12,449
無形固定資産		
のれん	2,899	257
その他	4,190	2,082
無形固定資産合計	7,089	2,340
投資その他の資産		
関係会社株式	※2 18,846	※2 27,441
その他	6,038	8,644
投資その他の資産合計	24,884	36,085
固定資産合計	51,593	50,874
資産合計	123,198	121,590
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,965	6,554
1年内返済予定の長期借入金	—	1,300
未払金	1,816	1,436
未払費用	4,641	4,933
未払法人税等	1,974	4,137
引当金	148	19
その他	1,886	780
流動負債合計	14,431	19,158
固定負債		
社債	83,000	83,000
引当金	63	—
その他	2,110	—
固定負債合計	85,173	83,000
負債合計	99,603	102,158



(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	17,109	17,101
資本剰余金	5,759	5,751
利益剰余金	△9,619	684
自己株式	—	△3,000
株主資本合計	13,249	20,536
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△33	△987
繰延ヘッジ損益	△635	△721
評価・換算差額等合計	△668	△1,708
新株予約権	—	2
少数株主持分	11,014	603
純資産合計	23,595	19,433
負債純資産合計	123,198	121,590

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	45,542
売上原価	31,082
売上総利益	14,460
販売費及び一般管理費	※1 7,278
営業利益	7,183
営業外収益	
受取利息	70
受取配当金	65
その他	20
営業外収益合計	155
営業外費用	
支払利息	888
持分法による投資損失	9,236
その他	42
営業外費用合計	10,166
経常損失(△)	△2,828
特別利益	
新株予約権戻入益	2
特別利益合計	2
特別損失	
固定資産除却損	11
事業統合関連費用	※2 293
その他	42
特別損失合計	345
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,171
法人税、住民税及び事業税	2,182
法人税等調整額	197
法人税等合計	2,379
少数株主利益	123
四半期純損失(△)	△5,674

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高		21,284
売上原価		13,847
売上総利益		7,437
販売費及び一般管理費	※1	3,751
営業利益		3,686
営業外収益		
受取利息		46
受取配当金		2
その他		11
営業外収益合計		59
営業外費用		
支払利息		446
持分法による投資損失		4,568
その他		27
営業外費用合計		5,041
経常損失(△)		△1,295
特別利益		
新株予約権戻入益		2
特別利益合計		2
特別損失		
固定資産除却損		11
事業統合関連費用	※2	293
その他		42
特別損失合計		345
税金等調整前四半期純損失(△)		△1,639
法人税、住民税及び事業税		841
法人税等調整額		250
法人税等合計		1,091
少数株主利益		134
四半期純損失(△)		△2,864

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,171
減価償却費	2,797
無形固定資産償却費	453
のれん償却額	196
固定資産除却損	11
その他の損益(△は益)	7
貸倒引当金の増減額(△は減少)	3
受取利息及び受取配当金	△135
支払利息	888
持分法による投資損益(△は益)	9,236
持分法適用会社への未実現利益調整額	△239
売上債権の増減額(△は増加)	8,051
たな卸資産の増減額(△は増加)	△266
前渡金の増減額(△は増加)	1,176
その他の資産の増減額(△は増加)	352
仕入債務の増減額(△は減少)	△5,639
未払金の増減額(△は減少)	53
未払費用の増減額(△は減少)	△779
引当金の増減額(△は減少)	△110
その他の負債の増減額(△は減少)	△232
小計	12,650
利息及び配当金の受取額	75
利息の支払額	△649
法人税等の支払額	△4,325
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,751
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△25
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2 3,186
有形固定資産の取得による支出	△2,242
無形固定資産の取得による支出	△482
その他	△13
投資活動によるキャッシュ・フロー	423

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△318
割賦債務の返済による支出	△24
長期借入金の返済による支出	△1,300
連結子会社の自己株式の取得による支出	△6
株式の発行による収入	15
連結子会社の自己株式取得指定金外信託への支出	△280
配当金の支払額	△1,628
少数株主への配当金の支払額	△288
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,828
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,347
現金及び現金同等物の期首残高	47,619
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 51,966

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

株式会社アッカ・ネットワークスの株式を追加取得したことから、平成20年9月1日より連結の範囲に含めております。

なお、株式会社アッカ・ネットワークスについては、平成20年9月1日から平成20年9月30日までの1ヶ月間を連結しております。

(2) 変更後の連結子会社の数

3社

2 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

新たに連結子会社となった株式会社アッカ・ネットワークスの決算日は12月31日であります。四半期連結財務諸表作成にあたっては、第2四半期連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3 会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、損益に与える影響はありません。

### 【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

### 【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

### 【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 有形固定資産の耐用年数の変更 当社は、平成20年7月31日に株式会社アッカ・ネットワークスとの間で将来の事業統合に向けた戦略的業務・資本提携について合意した内容に基づき、平成20年9月1日に同社に対して当社の保有するDSL関連設備を譲渡し、業務の効率化に向けた設備の保守・運用業務の統合を開始いたしました。当該設備の使用状況、環境の変化等に伴い利用可能予測期間を調査した結果、平成20年9月より、機械設備の耐用年数を従来の3～5年から6年に変更しております。これにより、第2四半期連結累計期間の営業利益は193百万円増加し、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は同額減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。
2 のれんの発生及び償却 当第2四半期連結会計期間において、株式会社アッカ・ネットワークスを連結子会社としたことに伴い、のれんが発生いたしました。 のれんの償却については、当第2四半期連結会計期間より、その効果が発現すると見積られる期間(6年)で均等償却をしております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p style="text-align: right;">41,409百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p style="text-align: right;">32,249百万円</p>
<p>※2 担保資産            関連会社コミットメントラインに係る担保提供            関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行33行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当第2四半期連結会計期間末日の同社の借入実行額は150,000百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成20年9月30日現在の同社帳簿価額208,470百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当第2四半期連結会計期間末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。            (担保提供期間)            当該コミットメントラインによる借入返済完了まで            (担保提供資産)            イー・モバイル社株式            18,399百万円</p> <p>なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は49,016百万円であります。</p> <p>なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成20年9月30日現在、イー・モバイル株式会社は当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p>	<p>※2 担保資産            関連会社コミットメントラインに係る担保提供            関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行32行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末日の同社の借入実行額は80,000百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成20年3月31日現在の同社帳簿価額200,730百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。            (担保提供期間)            当該コミットメントラインによる借入返済完了まで            (担保提供資産)            イー・モバイル社株式            27,379百万円</p> <p>なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は48,999百万円であります。</p> <p>なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成20年3月31日現在、イー・モバイル株式会社は当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p>
<p>3 借入枠等の実行状況            当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行3行と総額15,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当第2四半期連結会計期間末の借入実行残高はありません。</p> <p>なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p>	<p>3 ———</p>



## (四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
	販売促進費 2,365百万円
	業務委託費 2,163百万円
※2	事業統合関連費用の内容は次のとおりであります。 株式会社アッカ・ネットワークスとの事業統合に関するアドバイザー業務契約料などあります。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
	販売促進費 1,106百万円
	業務委託費 1,101百万円
※2	事業統合関連費用の内容は次のとおりであります。 株式会社アッカ・ネットワークスとの事業統合に関するアドバイザー業務契約料などあります。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	現金及び預金勘定 44,972百万円
	取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 7,492百万円
	未受渡の現金同等物有価証券 △499百万円
	<u>現金及び現金同等物 51,966百万円</u>
※2	株式取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳
	株式取得により新たに株式会社アッカ・ネットワークスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による差引収入との関係は次のとおりであります。
	流動資産 16,017百万円
	固定資産 11,149百万円
	のれん 2,821百万円
	流動負債 △5,926百万円
	固定負債 △2,352百万円
	少数株主持分 △10,308百万円
	<u>計 11,401百万円</u>
	連結開始前の既取得分 △3,986百万円
	<u>新規連結子会社株式の取得価額 7,415百万円</u>
	新規連結子会社の現金及び現金同等物 10,601百万円
	<u>差引：新規連結子会社取得による収入 3,186百万円</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,417,219

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成20年6月30日	平成20年9月11日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成20年9月30日	平成20年12月9日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	17,101	5,751	684	△3,000	20,536
当第2四半期連結会計期間末までの変動額					
新株の発行	8	8			16
剰余金の配当			△1,629		△1,629
四半期純損失(△)			△5,674		△5,674
自己株式の消却(注)			△3,000	3,000	—
当第2四半期連結会計期間末までの変動額合計	8	8	△10,303	3,000	△7,287
当第2四半期連結会計期間末残高	17,109	5,759	△9,619	—	13,249

(注) 平成20年4月に自己株式の消却を行いました。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

(単位:百万円)

	ネット ワーク 事業	デバイス 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	15,254	6,030	21,284	—	21,284
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	217	217	(217)	—
計	15,254	6,247	21,501	(217)	21,284
営業利益	3,557	136	3,693	(7)	3,686

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(単位:百万円)

	ネット ワーク 事業	デバイス 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	28,395	17,147	45,542	—	45,542
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	595	595	(595)	—
計	28,395	17,742	46,138	(595)	45,542
営業利益	6,587	616	7,203	(20)	7,183

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス等

平成19年5月31日にモバイル事業を営むイー・モバイルが連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりモバイル事業の売上高及び営業損益は計上されておられません。

3 平成20年9月1日より株式会社アッカ・ネットワークスを連結の範囲に含めており、平成20年9月1日から平成20年9月30日までの損益をネットワーク事業に含めております。

また、これにより、ネットワーク事業における資産が前連結会計年度末に比べ増加しております。

その概要は、次のとおりであります。

ネットワーク事業関連通信設備等 7,679百万円

4 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社は有形固定資産の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、第2四半期連結累計期間のネットワーク事業の営業利益は193百万円増加しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

**【海外売上高】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
8,877円08銭	13,291円57銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	23,595百万円	19,433百万円
普通株式に係る純資産額	12,581百万円	18,828百万円
差額の主要な内訳		
新株予約権	一百万円	2百万円
少数株主持分	11,014百万円	603百万円
普通株式の発行済株式数	1,417,219株	1,461,310株
普通株式の自己株式数	一株	44,741株
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数	1,417,219株	1,416,569株

## 2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

## 第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失(△)	△4,004円23銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)	△5,674百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る四半期純損失(△)	△5,674百万円
普通株式の期中平均株式数	1,416,934株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

第2四半期連結会計期間

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△2,020円74銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)	△2,864百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る四半期純損失(△)	△2,864百万円
普通株式の期中平均株式数	1,417,121株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成20年7月1日  
至 平成20年9月30日)

連結子会社に対する公開買付けの件

当社は、平成20年10月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークス(以下「アッカ」といいます。)の普通株式及び新株予約権を、公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成20年10月30日付で公開買付届出書を提出したうえで、同日より本公開買付けを開始いたしました。アッカ取締役会は、本公開買付けに対して賛同しております。

なお、本公開買付けに関する詳細は、平成20年10月29日に公表した「子会社である株式会社アッカ・ネットワークス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

(1) 買付け等の目的

当社は、現在、アッカの発行済株式総数の45.10%(78,575株)を保有しておりますが、今般、アッカの発行済株式及び新株予約権の追加取得を行うことを主たる目的として、本公開買付けを実施しております。本公開買付けにおいては、買付け予定の株式に上限及び下限を設定しておりません。

(2) 対象会社の概要

商号：株式会社アッカ・ネットワークス

事業内容：電気通信事業

設立年月日：平成12年3月15日

本店所在地：東京都千代田区有楽町1丁目12番1号

代表者の役職・氏名：代表取締役社長 須山 勇

資本金の額：16,694百万円(平成20年9月30日現在)

発行済株式総数：174,222株(平成20年9月30日現在)

(3) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式及び新株予約権(当社が既に保有しているアッカ株式及び同社の保有する自己株式を除きます。)

(4) 買付け等の期間

届出当初の買付等の期間

平成20年10月30日から平成20年11月28日まで

アッカの請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の10第3項の規定により、アッカから買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成20年12月12日までとなります。

(5) 買付け等の価格

アッカ株式1株につき、120,000円

アッカ新株予約権1個につき、1円

(6) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数：9,438株

(注)本公開買付けにおいては、買付け予定の株式に上限及び下限を設定しておりません。なお、本公開買付けにおいて、買付け等を行う株券等の最大数(株式に換算したものは)は96,415株となります。



(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数

78,575個(買付け等前における株券等所有割合45.35%)

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数

435個(買付け等前における株券等所有割合0.25%)

買付予定の株券等に係る議決権の数

9,438個(買付け等後における株券等所有割合50.30%)

アッカの総株主の議決権の数

173,255個

(注)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(本公開買付けの対象とされていないアッカが保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数を合計して記載しております。但し、本公開買付けにおいては、アッカが保有する自己株式以外の特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としており、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には特別関係者の所有する株券等(本公開買付けの対象とされていないアッカが保有する自己株式を除きます。)も含まれるため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注)「アッカの総株主の議決権の数」は、アッカが平成20年9月17日に提出した第9期中半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいてはアッカのストックオプションに係る新株引受権及び新株予約権行使により発行又は移転されるアッカ株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、アッカの上記半期報告書に記載された平成20年9月17日現在の発行済株式総数(174,222株)から本公開買付けの対象としないアッカが平成20年10月30日現在保有する自己株式数(1,648株)を控除し、平成20年10月28日現在におけるアッカの新株引受権及び新株予約権が公開買付け期間の末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある株式の最大数(2,416株)を加えた174,990株に係る議決権の数174,990個を分母として計算しております。

(注)当社は応募株券等の全部の買付け等を行うため、「買付け等後における株券等所有割合」は、最大で100.00%となる可能性があります。

(8) 買付代金 1,132,560,000円

(注)買付代金は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合において、買付予定数(9,438株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しております。但し、応募株券等の総数が買付予定数(9,438株)以上の場合にも、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、最大買付株式数(96,415株)の全てを買付けた場合の買付代金は、11,569,800,000円になります。

(9) 本公開買付け後の見通し

アッカの普通株式は、平成20年11月13日現在、ジャスダック証券取引所に上場されていますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。アッカ株式が上場廃止となった場合は、同社の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。なお、当社及びアッカは、本公開買付けの終了後、当社を存続会社、アッカを消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を実施することを計画しており、本合併が実施された場合には、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経てアッカ株式は上場廃止となる見込みです。

## 2【その他】

当第1四半期会計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)の配当については、平成20年8月12日開催の取締役会において、平成20年6月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、また、当第2四半期会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)の配当については、平成20年11月13日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対して次のとおり四半期配当を行うことを決議いたしました。

	当第1四半期 会計期間	当第2四半期 会計期間
配当金の総額	815百万円	815百万円
1株当たりの金額	575円	575円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年9月11日	平成20年12月9日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

イー・アクセス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年10月29日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社アッカ・ネットワークスの普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決議し、平成20年10月30日より公開買付けを実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】**

確認書

**【根拠条文】**

金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】**

関東財務局長

**【提出日】**

平成20年11月13日

**【会社名】**

イー・アクセス株式会社

**【英訳名】**

eAccess Ltd.

**【代表者の役職氏名】**

代表取締役社長 深 田 浩 仁

**【最高財務責任者の役職氏名】**

該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】**

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

**【縦覧に供する場所】**

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 深田浩仁は、当社の第10期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。